

■「北杜市市民の会」からの意見書(平成25年10月25日)

団033-1

意見書

私たちは中部横断自動車道の全てに対して反対しているのではありません。八ヶ岳南麓を通るルートのみ異論を唱えています。この地は日本風景街道に登録されている景勝の地です。日本の宝です。この宝を犠牲にして赤字製造道路を建設するのは、今の日本にとってマイナスだと思います。高速道路としては日本最高地点を通過するため冬の維持管理費が莫大ですし、交通量が少なすぎます。私はこの地に来てから8年になりますが国道141号の渋滞を見たことがありません。本当に必要なのか？お考えください。

このほど第3回ワーキンググループにおいて、中部横断自動車道ルートB案が決議されましたが、このルート案の中には公人やその兄弟や、北杜市の中部横断自動車道活用検討委員会の副委員長と委員二人が広大な土地を所有しています。

この事実は、高速道路のルート案として公平性と公共事業としての透明性に支障をきたしています。(ルート内か外かは国土交通省が、線引きした住宅地図にて判定)

一般の国民からBルート案の中の土地を見れば不透明に映ると思います。これらの土地が長坂に接続する理由かと誤解を生んでも仕方

団033-2

がないほどの広大な土地の面積です。

以前、甲府河川 宮坂課長が国土交通省としての意見として述べた、ルート案内に誰の土地が有ろうと関係ないし、土地持ちが多い地方なのでこのルートを選定しても同じ結果と言われましたが、公人の土地がルート案内に入るのと入らないでは、一般国民の受けるイメージは違うと思います。

では今のルートを北側に1キロ幅でルートを引き直したら、同じように市長や県議会議員の土地が入るのですか？(登記簿でお示ください) もし同等の面積の同一公人の土地が入れば国土交通省の見解を理解し納得したいと思いますが、現在判明しているルート案の中に存在する土地は約43,908坪です。(全てルート案を推進している方の土地です。)一般国民にとってこの面積は、天文学的広さです。

平成25年10月7日と8日の毎日新聞、山梨日日新聞の記事で山梨学院大学の[]は「仮に委員の土地が建設予定地になれば、買収などで利益が出る可能性がある。公正を期すため利害関係者は委員から外れるべきだ」と述べています。

これらの記事は北杜市が主催する中部横断道活用検討委員会の建設

■「北杜市市民の会」からの意見書(平成25年10月25日)

団033-3

を推進する委員の土地所有に関する記事ですが、同じことがルート案内に土地を所有する公人の方々にも言えると思います。

白倉北杜市長と浅川県議会議員はルート案内に土地を持ちながら、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会で会長と顧問として2人で建設を推進しています。今のB案ルートを初めて国土交通省に進言したのも白倉政司北杜市長です。

公人の方も国土交通省に自分の土地を報告してあればたまたまルート案の中に存在していると言えますが、国土交通省には公人の土地の存在を知らなかったと発言しています。

土地の取得に違法性が無くともルートの案に中部横断道の建設に、邁進する二人の公人の土地が存在し、推進する北杜市の活用検討委員会の主要委員二人（浅川力三県議と副委員長）が広大な土地を所有し在籍すれば、公平に欠けたルート案だと認識されても仕方のないことです。

このようなことは公平を期さなければならない行政機関の案としては許されるものではありません。今はまだ案ですから変更するべきです。

私たち北杜市市民の会と致しましては、公平性の確保と政治不信を

団033-4

招かないためにも即刻、今のルート案の白紙撤回をし、他のルートもしくは国道141号の改良利用を強く求めます。

北杜市市民の会としてヒアリングを要請するとともに中部横断自動車道活用検討委員会に委員として参加を求めます。

平成25年10月25日

山梨県北杜市

北杜市市民の会

■「中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会」からの申入書

(平成25年11月2日)

団034-1

平成25年11月2日

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川事務所長 吉岡大蔵殿

中部横断自動車道新ルート沿線住民の会

申入書

平成25年6月27日東京九段にて行われた「第3回ワーキンググループ」の開催に関する事項、及び6月28日付で北杜市ホームページ上に掲載された「中部横断自動車道を踏まえたまちづくりビジョンの検討について」の文書作成に関する事項の問題点を指摘し、その改善を要請し、具体的に建設的な回答を要求します。

1) 国土交通省社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会 中部横断自動車道(長坂～八千穂)ワーキンググループ第3回検討会(以下、WG)の最も重要な資料である住民意見データの集約に誤りがあり、意図的な作偽と疑いがある事は、既に「内容証明付郵便」として送付した通りです。これに対する関東地方整備局の見解を具体的なデータに沿って文書で回答するよう求めます。

また、計画段階評価の審議に関して、当会の「申入れ書」(平成25年2月28日提出済)にもあるように、「今後の小委員会開催予定を出来る限り、速やかに通知連絡するよう要望し、公平性の観点から広く公開するよう」求めてきました。また再三に亘り「開催日時の早期発表」を要請しましたが、当局はこれに対して、十分な情報提供もしないまま、WG開催の2日前、国土交通省ホームページ上で突然、開催を発表しました。これは、国交省が自ら提唱する「公共事業の実施過程の透明性を一層向上させる」ために導入された「計画段階評価」の取り組みに反する行為であります。この改善を要請します。

さらに、WG審議の公開に関しても、「別室で傍聴」とした事は、特定の個人情報等の審議を対象とする場合を除き「公開」とする事が情報公開の原則であることを考えると、極めて排他的で異常な「公開」です。「関東地方小委員会運営規則」の変更を強く要請し、この要請に対する誠実な回答を求めます。

2) 「中部横断自動車道を踏まえたまちづくりビジョンの検討について」の文書作成に関し、関東地方整備局が作成者となっていますが、当該審議は「計画段階評価の試行」段階であり、今後の「新規事業採択時評価」によっては事業化計画の見直しもあり得るものです。この様な行為は、あたかも、そのまま事業化が進展することを前提に、既成事実を積み上げ「高速道路建設ありき」という国土交通省の施策を陰から誘導するものであり、公的な事業計画の透明性、公正性を著しく削ぐこととなります。

また、国土交通省は「地元説明会」で出た様々な具体的な疑問や質問、多くの反対意見に応え

団034-2

ておらず、今後の「新規事業採択時評価」時にも大きな問題となる可能性があります。高速道路建設という重要な社会資本整備を円滑に推進するためには、手続きの高い透明性と正当性、客観性や公正性を確保しなければならない事は「公共工事の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」でも強く求められています。

3) 「新ルートB案」の沿線内には北杜市、及び山梨県の公人の土地がかなりの面積に亘り存在することが明らかとなつて(政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例、平成16年11月1日 条例第11号)、「新ルートB案」の対象地域での土地保有はルート決定やその活用に関与している公人の不信任につながる恐れもあり、太田国土交通大臣秘書もその透明性の確保とともに、ルート上の変更をすべきであると発言し、国土交通省にも強く申し入れることを約束しています(平成25年8月9日)。このことはさらに、マスコミ各社でも取り上げられ、公共政策専門家から、北杜市活用検討委員会が公正性を欠いているという指摘もなされています(毎日新聞、2013年10月7日付、山梨日日新聞、10月8日付)。

以上の問題から、第7回地方小委員会での「新ルート案」撤回と「計画策定プロセスガイドライン」に沿った住民参画に基づく民主的な協議の場を保障し、議論の公開、十分な情報提供を行う公的システムを作つて、高速道路建設問題の合意形成をはかるよう要求します。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-1

関東地方整備局 局長
深澤 淳志 殿

中部横断自動車道（長坂～八千穂）への
要望書と資料
不透明な今のルート案の白紙撤回を求めます。

北杜市市民の会

団035-2

要望書

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の関係者に対して、以下のよう
な要望をしています。なかなか理解していただけません。つき
ましては添付資料を見て頂き、現在第3回ワーキングで決議されま
したBルート案を、再検討いただくようお願いいたします。

私たちが生活する北杜市は、民主主義の世の中にありながら山梨
県でも封建的な地域です。建設促進の立場の市に対し建設に異を唱
える沿線住民の会が市民の話を聞いてほしいと北杜市議会に、市長
と市民の対話を求めた請願も棄却されました。（資料1）市の封建的
姿勢に対し、私たちは何度となく市長との対話を求めましたが拒否
されました。

私たちは中部横断自動車道の全てに対して反対しているのではあ
りません。八ヶ岳南麓を通るルート（長坂～八千穂）のみ異論を唱
え南麓以外のルートへの変更を求めています。この地は日本風景街
道に登録されている景勝の地です。（国土交通省により登録）山梨県
の宝、日本の宝です。

この宝を犠牲にして建設するのは、今の観光圏山梨ひいては日本に
とってマイナスだと思います。高速道路としては、日本最高地点を

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-3

通過する山岳高速道路のため冬の維持管理費が莫大なものとなり赤字製造道路に成るのは間違いない事実です。

このほど国土交通省の計画段階評価の第3回ワーキンググループにおいて、中部横断自動車道ルートB案が決議されましたが、その決定には市民の声を恣意的集計するなどし、多くの問題が存在し、(資料2) このルート案の中には公人である[REDACTED]やその近親者、山梨県議会議員、北杜市の中部横断自動車道活用検討委員会の副委員長と委員二人が、広大な土地を所有しています。(資料5～9土地登記簿)

この事実は、高速道路のルート案として公平性と公共事業としての透明性に著しい支障をきたしています。(ルート内か外かは国土交通省が、線引きした住宅地図にて判定)

一般の国民の目にはBルート案の中にある彼らの所有地は常識では考えられないほど不自然に映ります。(資料3) これらの土地が長坂に接続する理由かと誤解を生んでも仕方がないほどの広大な面積です。(資料4)

以前、この問題を国土交通省甲府河川国道事務所に指摘すると、担当課長宮坂氏は国土交通省として、ルート内に誰の土地が有ろうと

団035-4

関係ないし、土地持ちが多い地方なのでこのルートを選定しても同じ結果であると言われましたが、公人の土地がルート内に入ると入らないでは、一般国民の受けるイメージは違うと思います。私はチラシを配りながら市民にこの問題を尋ねましたが、問題だと言う人ばかりでした。国土交通省甲府河川のコモンセンスの無さに驚くばかりです。

現在判明しているルート案の中に存在する土地は約43,908坪です。(全てルート案を推進している方の土地です。)一般国民にとってこの面積は、天文学的広さです。

平成25年10月7日と8日の毎日新聞、山梨日日新聞の記事(資料10, 11)で山梨学院大学の[REDACTED]は「仮に委員の土地が建設予定地になれば、買収などで利益が出る可能性がある。公正を期するため利害関係者は委員から外れるべきだ」と述べています。

同じことがルート内に土地を所有する公人の方々にも言えると思います。

白倉北杜市長と浅川県議会議員はルート内に土地を持ちながら、中部横断自動車道整備促進山梨県北地域連絡協議会で会長と顧問として、2人で少なくとも平成8年頃より建設を推進しています。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-5

今のB案ルートを初めて国土交通省に市議会にも図らず単独で提言したのも白倉政司北杜市長です。(証拠録音有)土地の取得に違法性が無くともルートの案に中部横断道の建設を強力に勧めている二人の公人の土地が存在し、推進する北杜市の活用検討委員会の主要委員二人(浅川力三県議と[REDACTED])が広大な土地を所有していることは、利益誘導になりかねない公平性に欠けたルート案だと国民に認識されても仕方のないことです。

今はまだ計画段階評価の中のルート(案)です。決定はされていない案です。

このまま第3回ワーキングで決議されたBルート案のまま事業計画に格上げすれば国民の非難を浴び関係者の責任は重大なものとなります。

以後の道路行政に支障をきたさないためにも、私たち北杜市市民の会と致しましては、公平性の確保と政治不信を招かないためにも即刻、今のルート案の白紙撤回をし、他のルートもしくは国道141号の改良利用を強く求めています。

尚この書類は衆参の関係議員の方にも配布済みです。

平成25年11月18日

団035-6

[REDACTED]
[REDACTED]
北杜市市民の会 [REDACTED]

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-7

資料目次

- 資料1、市長と市民の意見交換会の開催を求める請願
- 資料2、国土交通省恣意的集計表
- 資料3、市民に対するチラシ(表) ルート案の中の公人活用
検討委員会委員と兄弟親族などの土地の位置
- 資料4、市民県民に対するチラシ(裏) ルート案に存在する
公人などの土地面積内訳と長坂接続の理由?
- 資料5、土地登記簿写し [] 氏と兄
- 資料6、土地登記簿写し 県議会議員 浅川力三氏
- 資料7、土地登記簿写し 活用検討委員会 副委員長
- 資料8、土地登記簿写し [] の兄弟
- 資料9、土地登記簿写し [] 氏の親族
- 資料10、毎日新聞記事(活用検討委員会 委員の土地問題)
- 資料11、山梨日日新聞記事(同上)
- 資料12、国土交通省課長の法律用語を利用した国民への
偽り(証拠録音CD-R約7分)
第3回ワーキングに公人土地問題の登記簿を
審議の対象資料にしなかった。

団035-8

市長に市民の意見を聞いてほしいとする請願

民主的なのに否決されました。

北杜市議会議員 渡邊 英子 殿

中部横断自動車道(長坂～八千穂)計画に関し、
市長と市民との意見交換会の開催を求める請願

請願者 中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会

紹介議員
北杜市議会議員

岡野 淳



■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-9

請願事項：中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画に関し、市長と市民との意見交換会の開催を
求める請願

請願理由：市民の価値観が多様化する現代の地域社会の中で、北杜市と市民が一体となった開かれ
たまちづくりを実現するため、地域活性化と道づくりをめぐる問題を、多くの市民との
意見の交換をしながら政策立案に反映して頂きたいと考え、ここに請願致します。
折しも町村合併10周年の長期総合計画策定における市民参加が話題となっています
ので、その第一歩として、より良い合意形成のもとで将来の北杜市を語る場としても
意義深いものと考えます。

請願趣旨：私たちは市長と市民との意見交換会をベースにして、国交省の提唱する「市民参加の
道づくり：構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」（国交省平成
17年改訂）の手法を中部横断自動車道（長坂～八千穂）ハケ岳南麓ルートに適用し、
全国の自治体の範となる課題解決のあり方について、市民との一体感を高める意見交換
会の場を活用する考え方を要望してきました。

「市民参加の道づくり」の考え方は、その基本趣旨として透明性、客観性、合理性、
公正性を高めるものとして、計画の早い段階から市民等の意見を反映する手続きを定め、
市民の要望にきめ細かく配慮し、より良い計画づくりを目指し導入されているもので、
全国でもその成功事例がいくつもあります。

これまでの経過を見ると、国交省による11回の地元説明会では強い反対意見が表明され
たにも関わらず、北杜市は一般市民を対象とした説明会を一度も開催したことがなく、
中部横断自動車道（長坂～八千穂）のルート案に関して、白倉市長は5月1日、国交省に
対してB案支持を突然表明しました。
この表明は、事前に議会での議論や承認、確認を得たものでもなく、広く市民の意向を
確認することなく行なわれたものでした。

また、行政区に関わる特定の市民だけを対象とした事業説明会（2月27日）や5月26
日の総決起集会（中部横断自動車道整備促進山梨県北地域連絡協議会会長：白倉 政司
名で出状）は、いずれも一部の市民のみに参加が制限されるというものでした。
これは北杜市への要望についての回答（4月30日）の中でも、白倉市長は「多くの市民
の考え方を取り入れて市政に反映し、ふるさと北杜の活性化を図りたい。」とする言明に
矛盾するもので、市民の信頼を損ない市政への影響も大きいものと思われる。

市民との信頼関係をより高めるためにも、市長が積極的に市民との意見交換会を開催する
ことが不可欠と考えます
市長と市民との意見交換会の開催を強く求める請願と致します。

団035-10

2013年1～2月地元説明会での意見の集計結果の疑問点

	説明会	郵送	FAX	会場受取	WEB	合計
高速道路は必要である （南牧村の意見）	54(42) 6	147(146) 35	37(41) 5	16(15) 7	14(16) 0	268(260) 53
高速道路は不要 （南牧村の意見）	251(21) 4	75(66) 5	68(47) 2	16(7) 1	42(24) 0	452(165) 12
別事業を優先すべき	(18)	(49)	(12)	(4)	(16)	(99)

1. 道路の必要性について

①説明会会場の意見集約が作為的である。

国交省は説明会の意見集約として

「高速道路は必要」 42

「高速道路は不要」 21

と集約結果を発表しているが、沿線住民の会で集計した結果は

「高速道路は必要」 54

「高速道路は不要」 251

となり、国交省の集計結果と大幅に違っている。「高速道路は不要」（反対）の意見
には、そもそも不要、ハケ岳南麓には不要、国道141号の改修でいい、別事業に資
金を回せ、費用対効果を示せ、コミュニケーション活動が行われていない、など多
くがあるが、国交省はそれを意図的にほかの項目に分散させて、高速道路を必要と
いう意見が42で不要の意見21と集計している。

国交省は道路の必要性について、「小分類」として3項目あげているが、その数字
を単純に合計しただけでも、「高速道路は必要」260 「高速道路は不要」1別事
業を優先すべき165+99=264で、「必要」を上回っている。

更に、WGに渡した資料とちがうものをホームページに載せて、WGの委員に対して
行った説明をごまかそうとしている。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-11

国土交通省住民説明会全会場集計表

会場地域	建設反対意見数	建設賛成意見数	中立的意見数
長坂会場	3 3	1	1
大泉会場	1 5	0	1
高根会場	2 6	6	4
小淵沢会場	1 7	9	8
長坂会場 2	2 5	5	2
小淵沢会場 2	2 7	7	1
清里会場	2 1	1 1	7
大泉会場 2	3 2	4	4
須玉会場	2 1	0	6
須玉会場 2	3 4	1 1	5
総計	2 5 1	5 4	3 9

建設反対意見総数 2 5 1 件

建設賛成意見総数 5 4 件

中立的意見総数 3 9 件

詳しくはホームページで

<https://sites.google.com/site/odandonewroot/>

団035-12

この表は第 3 回ワーキングで国土交通省が配布した

資料— 2 — 2 の集計結果を拡大コピーしたものです。

この表で注目していただきたいのは小分類の上の 2 段です。

建設を望む内容と、建設は必要でないとする内容です。

この二段だけを見ると建設を望む意見が多いと勘違いしますが、それ以外の項目を見ると建設反対の意見が細分化されており、恣意的な集計がなされていることが分かります。

大分類のルートの国道 1 4 1 号改良を求める意見などは、建設を望まない意見です。上の二段の建設反対に加えると逆転してしまいます。

緑が賛成、赤が反対です。

公平な目で確認ください。

図 035-14

中部横断道八ヶ岳南麓Bルート案の不透明な実態。

市長は北杜市議会にも問わず一部の職員と相談し、あたかも市民全体の意見として国土交通省に提言しています。(証拠録音有) 又、市長が主催する中部横断自動車道活用検討委員会の主要メンバーはルート案内に膨大な土地を所有。これを皆様はどの様に考えますか？

・ルート図と [] と県議会議員、活用委員会メンバーと兄弟の土地の位置



・双葉、須玉接続ではなぜだめなのか？●に関係しているのか？
(双葉、須玉なら東京へのアクセス良好)

北杜市と山梨県、国土交通省は政治不信を招かないためにもB案の白紙撤回をお願いいたします。

＜参考資料＞
■全ての意見

[illegible]

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-15

ルート内、町別土地の集計詳細(法務局で登記確認済みです。)

■■■■■	5,346 m ² (約 1,620 坪)	高根町堤
■■■■■ 兄	22,666 m ² (約 6,868 坪)	高根町堤
検討委員会副委員長	47,321 m ² (約 14,339 坪)	高根町堤
■■■■■ 兄弟	51,613 m ² (約 15,640 坪)	須玉町神津金
県議会議員	12,122 m ² (約 3,673 坪)	高根町清
	2,823 m ² (約 855 坪)	高根町浅川
■■■■■ 親族	3,008 m ² (約 911 坪)	高根、長坂町
計	144,899 m ² (約 43,908 坪)	

長坂接続の途中に存在する高根町堤の■■■■■とその兄、検討委員会役員と大八田の県議会議員親族の土地(計 23,740 坪)が、ジャンクションが長坂でなければならない理由なのではないのか?他の長坂ジャンクションの理由と根拠の資料は国土交通省により廃棄処分になっている。

(長坂ジャンクションの正当だとする証拠は存在しない。)

市と県、国土交通省は公平性を欠くルートの是正を求めます。

北杜市市民の会 ■■■■■

団035-16

土地登記簿

北杜市長 白倉政司
高根町堤の土地 3 筆
5,346 m² (約 1,620 坪)

■■■■■の兄
高根町堤の土地 2 筆
22,666 m² (約 6,868 坪)

中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会で現在、会長として建設推進し、顧問の浅川県議会議員と共に平成8年頃より活動している。(長坂接続は平成9年に告示)

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-17

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	F1 43-3	筆界特定	[空白]		
所 在					[空白]
					平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方方法務局並崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D44110 (1/3) 1/1

団035-18

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	F1 43-3	筆界特定	[空白]		
所 在					[空白]
					平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方方法務局並崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D44110 (3/3) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-19

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)

調製 平成11年6月14日

不動産番号

地図番号 F1 43-4

筆界特定 全

所在

全

平成16年11月1日変更
平成17年2月22日登記

①地番

②地目

③地積 m²

原因及びその日付 [登記の日付]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号

登記の目的

受付年月日・受付番号

権利者その他の事項

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方務局証輸出所

登記官

増田勝義

印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D44110 (2/3)

1/1

団035-20

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)

調製 平成11年6月14日

不動産番号

地図番号 F1 43-2外

筆界特定 全

所在

全

平成16年11月1日変更
平成17年2月22日登記

①地番

②地目

③地積 m²

原因及びその日付 [登記の日付]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号

登記の目的

受付年月日・受付番号

権利者その他の事項

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成25年6月13日
甲府地方務局証輸出所

登記官

増田勝義

印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D42264 (2/2)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-21

全部事項証明書 (土地)			
表題部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日
地図番号	F1 43-2外	筆界特定	〔全頁〕
所在	〔全頁〕		
平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記			
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)
〔全頁〕			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
〔全頁〕			

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年6月28日
甲府地方支務局重岡出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D43040 (1/1) 1/1

団035-22

土地登記簿写し

山梨県県議会議員

北杜市観光協会会長

中部横断道活用検討委員会

委員 浅川力三

高根町浅川と清里の土地 6筆

12,122 m² (約 3,673 坪)

北杜市観光協会として平成25年5月21日に
建設推進の要望書を国土交通省に提出している。
県議会議員 浅川力三は建設推進している。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-23

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地目番号	B1 34-1外	筆界特定	[全目]		
所 在			[全目]		
		平成16年11月1日変更 平成17年2月7日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成25年8月2日
甲府地方方法務局重崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D44905 (1/1) 1/1

甲府地方方法務局重崎出張所 登記官 増田勝義

団035-24

登記事項要約書 土地

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 P44128 1/2

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-25

登記事項要約書 土地



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 P44128 2/2

団035-26

土地登記簿写し

中部横断道活用検討委員会

副委員長

高根町堤の土地 2筆

47,321 m² (約 14,339 坪)

北杜市商工会会長として平成 25 年 5 月 23 日に
建設推進の要望書を国土交通省に提出している。

は建設推進している。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-27

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号	[余頁]	筆界特定	[余頁]
所 在		[余頁]	
		平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48286 (1/3) 1/2

団035-28

全部事項証明書 (土地)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年10月2日
平府地方方法務局並崎出張所

登記官

増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48286 (1/3) 2/2

甲府地方
府民生活
部
登記官

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-29

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号	F1 44-4外	境界特定	宗 目
所 在		全 日	
		平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48281 (C1/3) 1/2

団035-30

全部事項証明書 (土地)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年10月2日
甲府地方裁判所 裁判官

増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48281 (C1/3) 2/2

甲府地方裁判所 裁判官

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-31

土地登記簿写し

中部横断道活用検討委員会

の兄弟

須玉町上津金の土地 14筆

51,613 m² (約 15,640 坪)

この兄弟氏はグループ代表であり、チームの代表取締役という地元山梨では有力者だ。

団035-32

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製	平成11年2月24日	不動産番号
地図番号	H11 44-1	境界特定	[空白]
所在	[空白]		
			平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
[空白]			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[空白]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方裁判所
登記官 増田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (1/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-33

全部事項証明書(土地)

表題部(土地の表示)	調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 34-3外	筆界特定	余白	
所在			余白	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方裁判所北杜出張所

登記官 増田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (4/10) 1/1

団035-34

全部事項証明書(土地)

表題部(土地の表示)	調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 34-3外	筆界特定	余白	
所在			余白	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方裁判所北杜出張所

登記官 増田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (5/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-35

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H34-3外	筆界特定 余白		
所 在	余白		
平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (6/10) 1/1

団035-36

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 34-3外	筆界特定 余白		
所 在	余白		
平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (7/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-37

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 24-3外	筆界特定	[全 白]		
所 在			[全 白]		
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡		
原因及びその日付 (登記の日付)					

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48070 (3/4) 1/1

団035-38

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 24-3外	筆界特定	[全 白]		
所 在			[全 白]		
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡		
原因及びその日付 (登記の日付)					

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (2/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-39

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 24-1外	筆界特定	[空白]		
所 在			[空白]		
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務務局重崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (3/10) 1/1

団035-40

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 34-1外	筆界特定	[空白]		
所 在			[空白]		
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務務局重崎出張所

登記官 増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48070 (4/4) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-41

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H11 44-1	筆界特定	[全 白]		
所 在					[全 白]
					平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官

増 田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48070 (2 / 4) 1 / 1

団035-42

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H34-3外	筆界特定	[全 白]		
所 在					[全 白]
					平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官

増 田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48070 (1 / 4) 1 / 1

119

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-43

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 34-1外	筆界特定	[全白]		
所 在					[全白]
					平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方裁判所 佐々木 登記官

増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (10/10) 1/1

団035-44

全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 24-3外	筆界特定	[全白]		
所 在					[全白]
					平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方裁判所 佐々木 登記官

増 田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (9/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-45

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	
地図番号	H1 44-1	筆界特定	[空白]		
所在			[空白]		
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記			
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付(登記の日付)	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局並崎出張所

登記官

増田 勝 義

甲府地方方法務局並崎出張所 登記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (8/10) 1/1

団035-46

土地登記簿写し

山梨県県議会議員

北杜市観光協会会長

中部横断道活用検討委員会

委員 氏親族の土地

高根町と長坂町大八田 4筆

3,008 m² (約 911 坪)

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-47

全部事項証明書(土地)

表題部(土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	H1 52-4	筆界特定	[全頁]		
所在			[全頁]		
		平成16年11月1日変更 平成17年2月16日登記			
①地番	②地目	③地積	㎡		
原因及びその日付〔登記の日付〕					

権利部(甲区)(所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月11日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官

増田勝義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48792 (1/5) 1/1

団035-48

全部事項証明書(土地)

表題部(土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	R52-2	筆界特定	[全頁]		
所在			[全頁]		
		平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記			
①地番	②地目	③地積	㎡		
原因及びその日付〔登記の日付〕					

権利部(甲区)(所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月10日
甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官

増田勝義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48748 (3/6) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年11月18日)

団035-49

全部事項証明書(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	R52-1外	筆界特定	[全頁]		
所 在	[全頁]				
平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記					
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月11日
甲府地方事務局重崎出張所

登記官

増 田 勝 義

甲府地方
事務局重崎
出張所
登記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48792 (3 / 5)

1 / 1

団035-50

全部事項証明書(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	R52-2	筆界特定	[全頁]		
所 在	[全頁]				
平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記					
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月11日
甲府地方事務局重崎出張所

登記官

増 田 勝 義

甲府地方
事務局重崎
出張所
登記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48792 (4 / 5)

1 / 1